

2012年9月1日

新条約湿地・渡良瀬遊水地の登録経過と登録認定証授与式

渡良瀬遊水池をラムサール条約登録地にする会
事務局長 浅野 正 富

2012年7月3日、渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地に登録されました。

2006年春、それまで渡良瀬遊水地の保全に関わっていた自然保護団体が集まって当会「渡良瀬遊水池をラムサール条約登録地にする会」を結成し、2008年10月に韓国チャンウォンで開催されるラムサールCOP10までに条約登録を目指す署名活動を開始しました。それから6年余が経過し、ついに渡良瀬遊水地の条約登録が実現したのです。

2007年7月、当会は地元2市4町(当時)のうち栃木県藤岡町長に15,476名の署名簿を提出しました。同時に2市3町の首長と栃木、茨城、群馬、埼玉各県の知事、国土交通大臣、環境大臣に署名簿提出の報告をし、渡良瀬遊水地の条約湿地登録推進を要請しました。

また、2007年5月には、小山市生涯学習センターにおいて「渡良瀬遊水池展」を開催し、翌年5月には、小山市立文化センター小ホールで日本野鳥の会会長柳生博さんを迎えてシンポジウム「みんなで考えよう渡良瀬遊水池の賢明な利用」開催しました。ラムサールCOP10までに渡良瀬遊水地の登録は実現しませんでした。COP10でのサイドイベントでは当会を代表して日本野鳥の会栃木県支部長の河地辰彦さんが渡良瀬遊水地紹介の報告を行いました。

2007年11月に策定された第3次生物多様性国家戦略では2012年のラムサールCOP11までに10か所の条約湿地の新規登録が目標とされました。COP10で4か所が登録されたので、2012年までに最低6か所が登録されることになり、その一つとして渡良瀬遊水地を登録させるため、当会も活動継続を決めました。それまで会則もなく、事務局を置くだけでしたが、会則を定める組織として2009年6月27日に設立総会を開催し、再スタートを切ったのです。日本野鳥の会栃木、同群馬、渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会、わたらせ未来基金、小山の環境を考える市民の会、藤岡町自然を守る会の団体会員と個人会員の構成となり、代表に楠通昭さん(小山の環境を考える市民の会)、事務局長に私浅野(個人会員、NPO法人ラムサール・ネットワーク日本事務局長)が就任しました。

それと同時に、地元の市民が気楽に渡良瀬遊水地に親しめるよう、遊水地でのイベントを企画開催する「わたらせファンクラブ」を発足させました。元旦の初日の出探鳥会をはじめ、3月のヨシ焼き見学会、4月の新緑ウォーキング、5月の春の自然観察会、9月のツバメのねぐら入り観察会、10月の足尾のド

ングリ拾い、11月のウォーク the 渡良瀬、12月のヨシ刈りデー等、年間10回以上のイベントを開催しています。

2010年春には、渡良瀬遊水地を管理している利根川上流河川事務所が、湿地の保全・再生と治水の両立を目指す渡良瀬遊水地湿地保全・再生基本計画を策定しました。それを受けて、環境省と国土交通省の間で河川法に基づく河川区域を保全の法的担保として渡良瀬遊水地をラムサール条約湿地に登録できないかとの協議が始まり、渡良瀬遊水地の登録は一気に現実味を帯びるようになりました。

それまで、渡良瀬遊水地が登録されるには土地利用規制を伴う鳥獣保護区の特別保護地区に指定されることが必要だと言われており、治水のための掘削にも環境大臣の許可が必要となって治水事業に支障が出ることが懸念されていましたが、河川区域のままで登録できれば、それらの懸念が払拭されるからです。

当会と関連団体は、同年夏から、地元4市2町の議会に対して、河川法に基づく河川区域を保全の法的担保とした渡良瀬遊水地の登録推進の請願・陳情活動を開始し、2010年9月に小山市、同年12月に野木町が陳情を、2011年3月には加須市が請願を採択しました。また、2010年9月20日には、コウノトリ放鳥に成功した兵庫県・豊岡市の中貝市長を招き、栃木市栃木文化会館小ホールでフォーラム「渡良瀬遊水池をコウノトリの舞う湿地に」ーラムサール条約登録をめざしてーを開催しました。

2011年2月に、環境省と国土交通省の協議の結果、土地利用規制は従前から指定されている河川法に基づく河川区域により、鳥獣捕獲規制は新たに普通地区の国指定鳥獣保護区の指定によって渡良瀬遊水地を条約湿地に登録する方針が決まりました。土地利用規制が河川区域の指定によるものだけになりましたので、治水に支障が出るとの懸念は完全に払拭されることになりました。

環境省は、2011年9月2日から16日まで計5回、延べ10時間以上にわたって、栃木市藤岡地区と野木町で渡良瀬遊水地のラムサール条約登録に関する地域住民説明会を開催しました。そこでは、環境省、国土交通省から渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録を目指すに至った経緯、鳥獣保護区指定とラムサール登録が渡良瀬遊水地の利活用に与える影響に関して詳細な説明が行われ、鳥獣保護区指定とラムサール登録によって何ら治水事業に支障が出ないこと、鳥獣保護区指定によって鳥獣捕獲規制には従来の銃猟禁止に加えて罟猟禁止が加わるが実体的な変化はほとんどなく、保護区に指定されても有害鳥獣駆除は行えることが明確にされました。

地域住民説明会後の10月、栃木市は栃木市藤岡地区の無作為抽出した3000名の住民を対象に、環境省主催の地域住民説明会での環境省、国土交通省が説明した内容、住民からの質問に対する回答をまとめた資料を添付して、渡良瀬遊水地のラムサール条約登録に関するアンケート調査を行い、賛成61%、反対17%、どちらともいえない21%という結果を得ました。

10月に環境省が行った鳥獣保護区指定の利害関係人に対する事前意見照会

では、渡良瀬遊水地が所在する4市2町（栃木県－栃木市、小山市、野木町、群馬県－板倉町、茨城県－古河市、埼玉県－加須市）のうち「渡良瀬遊水池をラムサール条約登録地にする会」あるいは関連団体からの登録推進の陳情・請願を議会で採択している小山市、野木町、加須市はもとより、板倉町、古河市の3市2町が同意し、また栃木県を除く、群馬県、茨城県、埼玉県の3県が同意しました。

1月7日には、栃木市長宛に、藤岡町巴波川周辺地区治水事業促進連絡会、藤岡町部屋地区・区長・自治会長、部屋南部ふるさとづくり推進協議会から、藤岡土地改良区から、渡良瀬遊水地利用組合連合会から計3件の渡良瀬遊水地のラムサール条約登録反対に関する陳情書が提出され、栃木市議会議長宛に、同じ提出者から計3件の渡良瀬遊水地のラムサール条約登録反対に関する請願書が提出されました。その反対の主な理由として、「①環境省の説明は短時間で住民は十分理解できない」、登録されると「②遊水地に堆積した土砂の掘削、立木の伐採など治水事業への支障が危惧され」、「③現在以上の鳥獣被害が想定される」ということが挙げられ、藤岡地区の住民を中心に5319名の登録反対の署名簿が添付されていました。

栃木市は、登録賛成61%のアンケート結果と5319名の署名に基づく登録反対の陳情・請願を受けて、2011年12月3、4日の2日間にわたり鈴木市長も出席して「渡良瀬遊水地のラムサール条約登録に関する意見交換会」を開催し、最終的な市民の意見を確認しました。その後、12月6日栃木市議会の民生常任委員会において、2010年の12月議会以来継続審議になっていた藤岡町自然を守る会からの「渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録に関する陳情」を採択し、上記3件の登録反対の請願は不採択とする委員会としての結論が出され、12月15日の栃木市議会本会議では、賛成20名、反対13名で「渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録に関する陳情」が採択され、上記3件の登録反対の請願は不採択となりました。

そして、12月26日鈴木市長は、定例記者会見で、（1）国土交通省には遊水地の管理や利用を検討する関係機関による協議機関の設置を求める、（2）環境省に対しては環境保護団体などに遊水地の本来の機能は治水であることを周知徹底することを求めるという条件付きで、ラムサール条約登録に賛意を表明し、市町レベルでは地元4市2町すべての賛意が出揃いました。この時点で、栃木県の賛意が明らかではありませんでしたが、2012年3月に行われた鳥獣保護区指定のための公聴会までに、栃木県も賛意を示すに至りました。

この間、当会は、2012年2月18日に、ラムサール・ネットワーク日本と共催で、栃木市栃木文化会館小ホールで「世界湿地の日シンポジウム in 渡良瀬遊水地」を開催しました。また、同年2月28日には、国土交通省利根川上流河川事務所において、渡良瀬遊水地第二調節池周辺地区治水事業促進連絡協議会と、当会及び当会の団体会員である渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会、わたらせ未来基金との間で、渡良瀬遊水地の条約湿地登録後、治水と湿地の保全・再生が図れるよう相互に協力していく旨の誓約書を調印しております。

このような経過を経て、2012年5月10日の中央環境審議会で、渡良瀬遊水地の鳥獣保護区指定が正式に決定され、その会議で、環境省は7月6日から開催されるルーマニア・ブカレストでのラムサールCOP11までに渡良瀬遊水地をはじめ9か所の新規登録を行うことを発表しました。

ラムサールCOP11開催中の7月7日に環境省主催で行われる登録認定証授与式のサイドイベントでは、遊水地の地元自治体の首長が参加しないことから、当会代表の楠さんが小山市の公認するNGOの代表として、また、わたらせ未来基金の代表世話人の青木章彦さんが栃木市の公認NGOの代表として、登録認定証の授与を受けることが決定しました。COP11には、楠さん、青木さんの外、当会から猿山弘子さん（渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会）、高際澄雄さん（藤岡町自然を守る会）、水野敦子さん（日本野鳥の会群馬）と私浅野が参加し、また渡良瀬遊水地の保全活動に長年関わってこられた水源連の遠藤保男、幸子夫妻も参加されました。

7月7日午後1時15分から3時まで、ルーマニア・ブカレストのラムサールCOP11会場「国民の館」内のプレジデントホールで、環境省主催のサイドイベント「ラムサール条約湿地登録認定証授与式」が開催されました。参加者は約100名。環境省野生生物課の亀澤玲治課長とラムサール条約事務局のアナダ・ティエガ事務局長の挨拶の後、今回登録された9か所の条約湿地のうち6か所を代表する7名（組那覇湾の沖縄県宮古市の下地市長、円山川下流域・周辺水田の兵庫県豊岡市の中貝市長、東海丘陵湧水湿地群の愛知県豊田市の太田市長、中池見湿地の福井県敦賀市の河瀬市長、立山弥陀ヶ原・大日平の富山県立山町の舟橋町長、そして渡良瀬遊水地の楠さんと青木さん）に対し、ティエガ事務局長から登録認定証が授与されました。授与された7名が順に挨拶し、楠さんは2006年からの登録署名活動をはじめとする登録推進活動が実を結んでの登録の喜びを語り、青木さんは足尾鉍毒事件をきっかけとして遊水地化された100年後に生物多様性の宝庫と評価されて渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地に登録された歴史的意義を語りました。

当会では、登録を記念して地元団体・個人から協賛金を集めて、日本語・英語版二通りのポスター、パンフを製作し、COP11に持参しました。COP11の会場では、ポスター・パンフを飾る遊水地の素晴らしい写真に参加者から溜息が漏れました。豊岡市の中貝市長は円山川と渡良瀬遊水地が同時登録になったことを喜び、楠さん、青木さんと一緒に記念写真に収まって、円山川下流域と渡良瀬遊水地が同時登録の条約湿地として今後交流を深めて行こうと固い契りを交わしました。そして、渡良瀬遊水地から授与式に参加した当会のメンバーは、認定証を手にする楠さん、青木さんを囲んで、条約登録の喜びを爆発させました。

この登録認定証授与式が行われた会場で、治水と湿地保全・再生を両立させて湿地の賢明な利用の実現を目指す「条約湿地・渡良瀬遊水地」の新しい歴史の幕が切って落とされたのです。

以上